

# 石川県町会区長会連合会会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、石川県町会区長会連合会と称し、事務所を金沢市に置く。

(目的)

第2条 本会は、石川県の発展のため、各市町の町内会長（町会長、区長）相互の連絡協調を図り、併せて公正な県政の運営に協力し、県民の福祉増進と民主政治の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 石川県町会区長会連合会大会の開催
- (2) 石川県の発展及び県民の福祉増進のため、県政の円滑な推進に対する協力
- (3) 各市町の町内会長（町会長、区長）相互の連携と関係諸団体との連絡協調
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(会の組織)

第4条 本会は、石川県内各市町の町内会長（町会長、区長）をもって組織する。

(代議員)

第5条 本会の構成員を代表する者として、各市町から選出された代議員を置く。代議員の数は、別に定める。

(役員)

第6条 本会の事務を処理するため、次の役員を置く。

|      |     |       |     |
|------|-----|-------|-----|
| 会 長  | 1 名 | 副 会 長 | 若干名 |
| 常任理事 | 若干名 | 理 事   | 若干名 |
| 会 計  | 1 名 | 会計監査  | 2 名 |

(役員を選任)

第7条 役員を選任については、次のとおりとする。

- (1) 会長は、常任理事会において協議の上選任し、理事会の同意を求めるものとする。
- (2) 副会長は、常任理事のうちから会長が指名し、理事会の同意を求めるものとする。
- (3) 会計は、常任理事のうちから会長が指名するものとする。
- (4) 会計監査は、常任理事会において協議の上選任する。

- (5) 常任理事は、各市及び各郡で協議し、理事のうちから選任する。
- (6) 理事は、各市町において選任するものとする。
- (7) 上記の役員の数 は別表に定め、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 の職務)

第8条 本会 の役員 の主たる職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、会長、副会長を助けて、通常 の業務を処理する。
- (4) 理事は、本会 の運営及び事業 の推進を図る。
- (5) 会計は、本会 の会計事務を担当する。
- (6) 会計監査は、本会 の会計を監査する。

(顧問 ・相談役)

第9条 本会 に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会に諮り会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会 の会議は次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会は年1回とし、臨時総会は必要に応じ開催する。
- (2) 三役会、常任理事会及び理事会は、必要の都度開催する。

第11条 総会は、理事及び代議員をもって構成し、次の項目を審議する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の改正
- (4) その他重要事項

(経費)

第12条 本会 の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。会費は別に定める。

(会計年度)

第13条 本会 の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長を置く。

- 2 本会の運営に必要な事務処理については、常任理事会及び理事会の承認を得る。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

附 則

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年7月25日から施行する。